

配置予定技術者等調書

令和 年 月 日

吹田市 市長 宛

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

工事名	
-----	--

本工事の配置予定技術者等については、下記記載内容であることに相違ありません。

	配置予定技術者等氏名	雇用開始年月日	国家資格等
現場代理人		年 月 日	
主任技術者又は 監理技術者		年 月 日	

- ※ 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）の方は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有している方に限ります。
この調書とあわせて入札参加申請日（指名競争入札の場合は入札日、随意契約による場合は見積書提出日）以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係の確認できるもの（健康保険被保険者証の写し等）を提出してください。
兼任を認めている工事以外の現場代理人は常駐です。（他の工事との兼任は認められません。）
請負契約が3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）の工事の主任技術者又は監理技術者は専任です。
- ※ 原則として、この調書の提出後に当該技術者等の変更は、死亡、傷病または退職等を除き、認められません。
- ※ 国家資格等を有する現場代理人及び主任技術者（監理技術者）を配置する場合は、この調書と合わせて資格者証の写し等を添付してください。

営業所における 専任の技術者(氏名)	
-----------------------	--

- ※ 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますが、特例として、吹田市内及び準市内業者に限り、工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるとみなされるため、営業所における専任の技術者の方は、現場代理人又は専任を要しない主任技術者等となることができます。ただし、この場合、配置できる工事の件数は1件です。
営業所における専任の技術者の方が、既に他の工事の現場代理人及び主任技術者等をされている場合、又は本工事の請負金額が3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）の工事の場合は、本工事の現場代理人及び主任技術者等になることはできません。